

郵便関係手当の誤支給について

1 誤支給の概要及び原因

(1) 手当名

郵便内務業務精通手当

(2) 発生局及び概要等

ア 発生局

長野南局

イ 対象人数

15人

ウ 対象期間

平成21年9月支給分から平成25年10月支給分(49か月)

エ 精算額

866,840円((返納)最高1人162,050円)

(3) 誤支給の原因

ア 郵便関係手当の支給評価事務及び認定事務に関する業務知識不足

イ 郵便関係手当マニュアルの確認不足

2 精算

平成26年1月実績(2月支払い)手当支給に合わせ、誤支給を精算する。

その際、該当社員に対しては、精算額、精算月、支給漏れ発生理由を丁寧に説明し、事前の了解を得る。

なお、返納額が大きい社員に対しては、負担が大きいことから、分割による返納も考慮させる。

3 再発防止

(1) 評価実施日から3か月以内に支給対象社員へ評価段階決定表により、通知を徹底。

(2) 毎月行う支給認定の際、支給認定取扱者は「郵便内務(外務)業務精通手当支給調書」の内容に誤りがないか十分確認するとともに、支給認定責任者においても、形式的な査閲とにならないよう、チェック体制を徹底。